重要事項説明書

(認知症対応型共同生活介護サービス)

指定番号 3770700254

当事業所は、ご契約者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。 事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事を次の通り説明いたします。

1. 事業主体

名 称 有限会社マイルドケア

所在地 香川県東かがわ市湊 263 番地 1

法人種別 有限会社

代表者 代表取締役 軒原 正浩

連絡先 電話 0879-26-3385 FAX 0879-26-3386

2. 施設概要

名 称グループホームたんぽぽの家所在地香川県東かがわ市湊 263 番地 1

連絡先 電話 0879-26-3385 FAX 0879-26-3386

職員体制 管理者 常勤 2 名(兼務)

計画作成担当者 常勤 2 名(兼務)

介護従業者 1ユニットに対し、常勤換算法で3名以上

夜間体制 夜勤2名(各ユニット1名)

建物構造①鉄骨 2 階建②木造平屋建延床面積①259.19 ㎡②272.99 ㎡

居室数 18 部屋(全部屋個室)

入居定員 18名

居室設備 ナースコール、TV 共聴アンテナ、ベッド、押し入れ、エアコン

共用設備 キッチン、食堂、居間、浴室、洗面台、トイレ、洗濯室、エレベーター(①)

3. 事業の目的と基本理念

事業目的 ・要介護者であって認知症の状態にある者について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことを目的とする。

基本理念 ・利用者の人権と意思を尊重します。

- ・家庭的な環境のもとで利用者が必要とする介護サービスを提供します。
- ・住み慣れた地域での自立した生活と社会参加を積極的に支援します。
- ・自己研鑚と技術の向上に努めます。

4. 提供サービスの概要と利用料

◆介護保険給付サービス

| ▶ 介護保険給付サービン | |
|--------------|---|
| 種類 | 内 容 |
| 食事の介助 | ・ 栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。(ただし食材料費は給付対象外です。) ・ 食事はできるだけ離床して食堂でとって頂けるように配慮します。(食事時間)朝食 午前7時30分~8時昼食 午後12時~12時30分おやつ 午後15時夕食 午後5時30分~午後6時30分 |
| 排泄の介助 | 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。おむつを使用する方に対しては、随時交換を行います。 |
| 入浴の介助 | ・ 身体状況に応じて入浴または清拭を行います。 |
| 着替え等の介助 | 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 シーツ交換は週1回、寝具の消毒は天日干し等により週1回以上実施します。 |
| 健康管理 | 毎日利用者の健康チェックを行うとともに看護師と 24 時間連絡可能な体制をとり適切な対応を致します。 委託医により健康管理に努めます。また、緊急または入院治療等が必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。 利用者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。 |
| 相談及び援助 | ・ 当施設は、利用者及びそのご家族からのいかなる相談 についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助 を行うよう努めます。 |

◆ 介護保険利用料

介護保険の適用により、認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、下記の料金表により、要介護度に応じた料金(各利用者の負担割合に応じた額)をお支払いいただきます。

◎ 法定給付サービス分

| | 1日あたり | | | 1月2 | あたり(30日 | 計算) | |
|-------|---------|--------|---------|---------|----------|----------|----------|
| | サービス費 | 利用者負担金 | | 1割 | 2割 | 3割 | |
| | (10割) | 1割 | 2割 | 3割 | 1 刮 | 2 部 | 0 削 |
| 要支援 2 | 7,490 円 | 749 円 | 1,498 円 | 2,247 円 | 22,470 円 | 44,940 円 | 67,410 円 |
| 要介護1 | 7,530 円 | 753 円 | 1,506 円 | 2,259 円 | 22,590 円 | 45,180 円 | 67,770 円 |
| 要介護 2 | 7,880 円 | 788 円 | 1,576 円 | 2,364 円 | 23,640 円 | 47,280 円 | 70,920 円 |
| 要介護3 | 8,120 円 | 812 円 | 1,624 円 | 2,436 円 | 24,360 円 | 48,720 円 | 73,080 円 |
| 要介護4 | 8,280 円 | 828 円 | 1,656 円 | 2,484 円 | 24,840 円 | 49,680 円 | 74,520 円 |
| 要介護 5 | 8,450 円 | 845 円 | 1,690 円 | 2,535 円 | 25,350 円 | 50,700 円 | 76,050 円 |

◎ 加 算

| 項目 | 自己負担額 1割 | 自己負担額 2割 | 自己負担額 3割 |
|--------------------------|----------|----------|----------|
| 初期加算(入居日から30日以内・1日につき) | 30 円 | 60 円 | 90 円 |
| 夜間支援体制加算 I (1日につき) | 50 円 | 100 円 | 150 円 |
| 夜間支援体制加算Ⅱ (1日につき) | 25 円 | 50 円 | 75 円 |
| 若年性認知症利用者受入加算(1 日につき) | 120 円 | 240 円 | 360 円 |
| 医療連携体制加算 I イ(1 日につき) | 57 円 | 114 円 | 171 円 |
| 医療連携体制加算 I ロ (1 日につき) | 47 円 | 94 円 | 141 円 |
| 医療連携体制加算 I ハ(1 日につき) | 37 円 | 74 円 | 111 円 |
| 医療連携体制加算Ⅱ (1日につき) | 5 円 | 10 円 | 15 円 |
| 認知症専門ケア加算 I (1日につき) | 3 円 | 6 円 | 9 円 |
| 認知症専門ケア加算Ⅱ (1日につき) | 4 円 | 8円 | 12 円 |
| 認知症チームケア推進加算 I (1月につき) | 150 円 | 300 円 | 450 円 |
| 認知症チームケア推進加算Ⅱ (1月につき) | 120 円 | 240 円 | 360 円 |
| 高齢者施設等感染対策向上加算 I (1月につき) | 10 円 | 20 円 | 30 円 |
| 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ (1月につき) | 5 円 | 10 円 | 15 円 |
| 生産性向上推進体制加算 I (1月につき) | 100 円 | 200 円 | 300 円 |
| 生産性向上推進体制加算Ⅱ(1月につき) | 10 円 | 20 円 | 30 円 |
| 協力医療機関連携加算 I (1月につき) | 100 円 | 200 円 | 300 円 |
| 協力医療機関連携加算Ⅱ(1月につき) | 40 円 | 80 円 | 120 円 |

| 看取り介護加算 死亡日 45 日前~31 日前 | 72 円 | 144 円 | 216 円 |
|-------------------------------------|---------|---------|---------|
| (1日につき) 死亡日30日前~4日前 | 144 円 | 288 円 | 432 円 |
| 死亡日前々日、前日 | 680 円 | 1,360 円 | 2,040 円 |
| 死亡日 | 1,280 円 | 2,560 円 | 3,840 円 |
| サービス提供体制強化加算 I (1日につき) | 22 円 | 44 円 | 66 円 |
| サービス提供体制強化加算Ⅱ(1日につき) | 12 円 | 24 円 | 36 円 |
| サービス提供体制強化加算Ⅲ(1日につき) | 6 円 | 12 円 | 18 円 |
| 栄養管理体制加算(1月につき) | 30 円 | 60 円 | 90 円 |
| 口腔衛生管理体制加算(1月につき) | 30 円 | 60 円 | 90 円 |
| 口腔・栄養スクリーニング加算(1回につき) (6月に1回を限度) | 20 円 | 40 円 | 60 円 |
| 退居時情報提供加算(1回につき) | 250 円 | 500 円 | 750 円 |
| 新興感染症等施設療養費 (1 日につき) | 240 円 | 480 円 | 720 円 |
| 科学的介護推進体制加算 (1月につき) | 40 円 | 80 円 | 120 円 |

| 業務継続計画未実施減算 | 所定単位数の 3.0%(減算) | |
|----------------|-----------------|--|
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | 所定単位数の 1.0%(減算) | |
| 身体拘束廃止未実施減算 | 所定単位数の 1.0%(減算) | |

●介護職員等処遇改善加算

| (1) 介護職員等処遇改善加算 I | 所定単位数の 18.6% |
|-------------------|--------------|
| (2) 介護職員等処遇改善加算Ⅱ | 所定単位数の 17.8% |
| (3) 介護職員等処遇改善加算Ⅲ | 所定単位数の 15.5% |
| (4) 介護職員等処遇改善加算IV | 所定単位数の 12.5% |

◆介護保険対象外サービスと利用料

食 費 1日あたり1,600円

(朝食 400 円/昼食 550 円/夕食 550 円/おやつ 100 円)

水道光熱費1月7,000 円居 室 費1月40,000 円

日 用 品 費 1日あたり 100円(トイレットペーパー、洗剤、ボディソープ、その他)

電気製品使用料 1日あたり 30円(1点につき)

その他の生活費 実費(おむつ類、理・美容代、教養娯楽費など)

- 入居日及び退居日を含む月の費用は日割り計算とします。
- 利用者が入院等で長期にわたり居室に不在の場合でも、居室費、水道光熱費の 支払い義務は生じます。
- お支払いは毎月 10 日に発行する請求書にもとづき、現金支払い又は利用者口座から毎月 15 日または 20 日(金融機関休業日はその翌日)に自動引落としさせていただきます。

5. 協力医療機関

○医療法人社団 田村内科医院

院 長 田村敬二

所 在 地 香川県東かがわ市三本松 353

電 話 番 号 0879-25-2868

診 療 科 内科·循環器科

契約の概要 利用者に病状の急変があった場合は優先診療されます

○歯科しろとりごうだ

院 長 合田 純

所 在 地 香川県東かがわ市白鳥89番地1

電 話 番 号 0879-25-9666

診療科 歯科

契 約 の 概 要 定期的に訪問歯科診療を行います。

6. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

| 来訪・面会 | 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届けて下さい。 |
|---------|--------------------------------|
| | 来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。 |
| 外出・外泊 | 外出・外泊の際には、必ず行き先、帰宅時間等を所定の用紙に記 |
| | 入し、職員に提出してください。 |
| 嘱託医師以外 | 専門的医療行為を必要とする場合、職員に申し出て指示をうけて |
| の医療機関へ | ください。 |
| の受診 | |
| 居室・設備・器 | 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 |
| 具の利用 | これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただ |
| | くことがあります。 |
| 迷惑行為等 | 騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、む |
| | やみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。 |
| 所持品の管理 | 原則いたしません。 |
| 現金等の管理 | 原則いたしません。 |
| 宗教活動· | 施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さ |
| 政治活動 | Ų ٠¸ · |
| 動物飼育 | 建物内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。 |

7. 秘密保持について

当事業所のグループホーム従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するとともに、グループホーム従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨をグループホーム従事者との雇用契約の内容としています。

8. サービス提供に関する相談・苦情・ハラスメント解決の体制について

苦情又は相談、ハラスメントがあった場合には、利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行い、苦情に関

する問題点を把握した上で検討を行い、再発防止の対策を決めていきます。対応内容 に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方 法を含めた結果報告を行います。

<サービス内容に関する苦情相談窓口>

| | 窓口責任者 | 大森 美穂 |
|----------------|-------|---------------------|
| 当事業所お客様相談窓口 | ご利用時間 | $8:30{\sim}17:30$ |
| | ご利用方法 | 電話(26-3385) |
| | | 苦情箱(事務所に設置) |
| | 窓口担当 | 東かがわ市湊 1847 番地 1 |
| 東かがわ市介護保険担当 | ご利用時間 | $8:30{\sim}17:15$ |
| | ご利用方法 | 電話(26-1360) 面談 |
| | 窓口担当 | 高松市福岡町2丁目3-2 |
| 香川県国民健康保険団体連合会 | ご利用時間 | $8:30\sim17:00$ |
| | ご利用方法 | 電話(087-822-7453) 面談 |

9. 事故発生時の対応

- ・当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、 速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- ・当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

10. 個人情報に関する基本方針

- ・当事業所は、利用者及びご家族の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービス に携わるものの重大な責務と考えます。
- ・当事業所が保有する利用者及びご家族の個人情報に関し、適正かつ適切な取り扱い に努めます。
- ・個人情報に関連する法令及び厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、地域の方々から広く信頼をいただけるように、個人情報の保護に努めます。
- (1) 個人情報の適切な取得、管理、利用(第三者提供含む)、開示及び委託
 - ①個人情報を取得する際には、利用目的を説明し、その範囲内で公正かつ適切な方法で 取得・利用します。
 - ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、利用者又はその代理人の同意をいただきます。
 - ③当事業所が委託及び連携をする際には個人情報保護法と、厚生労働省ガイドラインを遵守する事業所を選定します。委託にあたり個人情報に係る契約を交わし、 委託先に対して適切な監督をします。また、連携先に対しても相応の対応を行うように努めます。

(2)個人情報の安全性確保の措置

①個人情報の取扱いを職員等に周知徹底するために、個人情報取扱いに関する規程 類を整備し、必要な研修を行ないます。

- ②個人情報の不適切な閲覧、漏えい、紛失、改ざん、破壊等の予防及び安全対策の ため、当事業所において規程類を整備し、安全対策に努めます。
- (3)個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応 当事業所はご利用者及びご家族の個人情報について開示・訂正・更新・利用停止・ 削除、第三者提供の停止等の申し出が有る場合には速やかに対応します。
- (4)相談及び苦情への対応

当事業者は、個人情報の取扱いに関する相談及び苦情に対し、個人情報相談窓口にて適切かつ迅速な対応に努めます。

11. 虐待の防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止等のため次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ※研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ※高齢者虐待のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。
- ※よりきめ細かいケアプランの作成など、適切な介護サービスの提供に努めます。
- ※虐待防止措置を適正に実施するため、責任者を選定しています。

| 虐待防止に関する責任者 | 施設長 大森 美穂 |
|-------------|-----------|
|-------------|-----------|

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報します。

12. 身体拘束について

当事業所では、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。また、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催します。

- ※直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が 及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ※身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- ※利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場は、直 ちに身体拘束を解きます。

13. 業務継続計画について

新型感染症や大地震などの予期せぬ災害が発生した場合でも業務を中断せず、継続してサービスを提供できるように、次の業務継続計画を策定します。

- ※非常災害に関する具体的計画の策定を行います。
- ※感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

本書を弐通作成し、利用者、説明者は記名押印の上、利用者及び事業所が各壱通を保有します。

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、重要事項説明書に基づき、重要事項の説明を行いました。

有限会社マイルドケア グループホームたんぽぽの家

説明者氏名 印

私は、重要事項説明書に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、認知症対応型共同生活介護の提供開始に同意しました。

利用者氏名 印

家族氏名 印